



市民健康ガイド

健康増進法が全面施行 原則屋内禁煙となります

マナーからルールへ！多数の人(2人以上)が利用するオフィスや店舗、飲食店などすべての建物内での受動喫煙対策が強化されます。

2019年1月24日 健康増進法一部施行①…喫煙する際の周囲の状況への配慮義務

2019年7月1日 一部施行②…学校・病院・児童福祉施設などと行政機関の原則敷地内禁煙

2020年4月1日 全面施行…原則屋内禁煙



屋内は原則禁煙となります

所定の要件に適合すれば、各種喫煙室(専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室)の設置ができます。



【屋内において喫煙が可能な各種喫煙室】

喫煙専用室

○たばこの喫煙可能 ✕飲食などの提供不可
施設の一部に設置可能。



加熱式たばこ専用喫煙室

△加熱式たばこ限定で喫煙可能
○飲食などの提供可能
施設の一部に設置可能(経過措置)。



喫煙目的室

○たばこの喫煙可能 ○飲食などの提供可能
シガーバー、たばこ販売店、公衆喫煙所など、喫煙をサービスの目的とする施設の全部、または一部に設置可能。



喫煙可能室

○たばこの喫煙可能 ○飲食などの提供可能
既存特定飲食提供施設(右ページ参照)に限定(経過措置)。施設の全部、または一部に設置可能。



20歳未満の方は喫煙エリアへの立入禁止

20歳未満の方は、喫煙をしない場合でも、一切、喫煙エリア(屋内・屋外を問わず)への立ち入りは禁止です。従業員でも立ち入りはできません。店全体を喫煙可能とした場合、20歳未満の方は入店できません。

「喫煙室」や「喫煙室がある建物」には指定された標識の掲示義務があります

標識ダウンロード(厚生労働省ホームページ)
→<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

※違反をすると罰則の適用(過料)があります

既存特定飲食提供施設とは

既存の経営規模の小さな飲食店については、事業継続に影響を与えることが考えられることから、経過措置として喫煙可能室の設置ができます。条件は次のとおり定められています。

- ①【既存事業者】2020年4月1日時点で営業している飲食店であること。ただし、法施行後に何らかの状況の変更があった場合、引き続き「既存の飲食店」に該当するかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性などを踏まえて総合的に判断する。
- ②【資本金】中小企業基本法における定義などから資本金5千万円以下であること。一つの大規模会社が発行済み株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。
- ③【面積】客席面積100㎡以下であること。

以上3点の条件をいずれも満たしている事業所の該当施設に限り、喫煙可能室の設置を選択することができます。

喫煙専用室などの技術基準

省令により、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準は次のとおり定められています。

- ① 出入口で室外(非喫煙エリア)から室内(喫煙エリア)に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。
- ② たばこの煙・蒸気が、室内(喫煙エリア)から室外(非喫煙エリア)に流出しないよう、壁や天井などで区画されていること。
- ③ たばこの煙・蒸気が、屋外または外部に排気されていること。

財政・税制支援などについて

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置などにかかる財政・税制上の制度が整備されています。

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

中小企業事業主が、一定の基準を満たす各種喫煙室などの設置経費に対する助成。

【税制措置】特別償却または税額控除制度

一定の要件を満たした経営改善設備を取得した場合に適用される取得価額の特別償却または税額控除。(2021年3月31日まで)

詳しくは厚生労働省ホームページをチェック

→ <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/support/>

従業員への対策

各施設の管理者・事業者に対し、法律で受動喫煙を防止するための措置義務を課しています。

事業者が実施すべき事項のガイドライン

(施設の実情に応じて対策を進めましょう)

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>



元気がみつかる場所 「ほろカフェ」

誰もが気軽に参加できるコミュニティカフェです。おいしいコーヒーを飲みながら健康について楽しくお話しませんか。

日時	2月13日(木) 14:00~15:00
場所	あかびら市立病院 かあさん食堂「ぼらん亭」
テーマ	「ゲームで楽しく 気軽に脳トレ！」